

## 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指すため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、着実な推進を図ることを目的に、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けた取組に関する事項について、意見交換を行うものとする。

### (会長及び委員)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、10人以内とし、次に掲げる団体等の推薦による者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体

(2) 産業・経済関係団体

(3) 教育関係団体

(4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は会長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。